

甲南大学法学部における学部教育の 情報化に関する現状と課題

土 佐 和 生

甲南大学情報教育研究センター紀要 第1号

2001年3月1日 発行

甲南大学法学部における学部教育の情報化に関する現状と課題

土佐和生

はじめに

本稿は、この間、当学部において行われてきた学部教育の情報化¹に関する各種の取組について、その具体的経過と到達点ならびに教育上の効果（見込まれる効果を含む）を概観すると共に、今後の課題および展開の方向性を論じることを目的とする。このとき、第一に、抽象的・一般的な学部教育の情報化論に終始することなく、むしろ個別具体的な、神戸市に所在し、5学部13学科・3研究科11専攻（修士課程）からなる中規模都市型私立大学としての甲南大学の、また法曹養成機能を事実上ほとんど果たさず、実態として平均的ビジネスパーソンを養成している当学部²の置かれた社会的な客観的諸条件を前提として、できるだけ具体的に当学部が学部教育情報化という課題にいかに向き合い、いかに苦闘してきたかということに力点をおいて叙述する。このことを通じて、学部教育の情報化を実践的に構築してゆくにあたって、巷間かまびすしい教育情報化に係る一般論と共に、自らの置かれた各種制約諸条件に関する冷静な認識と野心的な試行および日々の実践的アプローチが極めて重要であることを示したい。また、第二に、学生の知的能力の一般的低下に伴い（あるいは、これと相まって）、同時並行的に進行しつつある学生の創造的能力やアクティビティ全体の低下に対応して、いかに自習・独習的機能を引き出すか、そのための支援スキームをどう設計すべきかという観点から、この間の取組を眺めてみたい。後に見るように、この間の一連の取組は、私見では、一方で、中規模都市型私立大学にありがちな大講義科目における業務効率化の向上を主目的としてきたものではありつつも、他方で、学生の創造性・自主性に依拠するスタイルでの教育方法等の改善という視点も大きな柱としてきたからである。さらに、第三に、個々の取組をバラバラに理解せず、より大きな学部教育情報化に向けた戦略的・包括的アプローチの一翼・一環において認識し理解するのが肝要であることにも留意したい。この点、個人・組織を問わず、しばしば一部に見受けられる「情報化はカネになる」的な悪しきモノトリ主義（幸いにして、私見では、当学部では未だ顕在化していないと思われるが）を戒め、たとえ個別のプロジェクトに特殊・特定の目的があろうとも、あくまでそれらは全体としての学部教育に対し、どのような意味からいかに資すべきかを常に問い返しつつ行われるべきだからである。なお、文中、評価や意見に亘る部分は筆者の個人的見解を示すに過ぎず、当学部のそれはいうに及ばず、筆者も属する部内マルチメディア委員会³としての見解を示すものでもない。また、本稿執

¹ 本学大学院社会科学研究所法学専攻における教育情報化も重要課題であるが、本稿では触れない。ともあれ、その情報環境は学部学生に提供されている状態を、一部の研究用データベース等へのアクセス許容を除き、原則として超えるものではない。

² この物言いは、決して自嘲の故ではなく、当学部における教育情報化の問題点と課題を客観的に示さんがためである。

³ 当学部の教育情報化推進のための母体として設置されたアド・ホック委員会である。現在のところ、山口純夫・石井昇・谷口勢津夫・辰巳直彦・西田英一・筆者の各教授をメンバーとする。この委員会は、教授会との関係で学部教育の情報化について企画・立案し、その実施と監理にあたることを基本的任務とする。

筆の基礎になった各種プロジェクトや一連の取り組み等については、マルチメディア委員会リーダー・山口純夫教授（法学部）、情報教育センター長・杉村陽教授（理学部）をはじめ部内外に亘る多くの方々に、格別のご尽力とご指導・ご援助を賜ってきた。だが、事実認識とそれに対する評価を含めて、本稿におけるあり得べき誤謬は、あげて筆者個人の責任に帰すものである⁴。

1 この間の取り組みの概要

ここでは、過去4年間の間において当学部で組織的または個人的に行われてきた各種の学部教育情報化に向けた取組について、その概要と現時点における達成状況を反省的に振り返ることを通じてその到達点を素描すると共に、できれば今後の課題をも浮き彫りにしたい。ところで、学部教育の情報化推進にあたっては、今日、各種の調査研究および実験的プロジェクトに対して、規模の大小は問わず、学内外からの財政的支援措置を受けることが多い。しかし、しばしば単年度ないし長くても数年間に限定される、そうした助成措置によって学部教育全体のレベルで情報化の規模とスピードを引き上げることはしばしば困難であって、実際には日々進行する授業に直接・間接に関連する教育実践（またはその周辺領域）の具体的内容において情報化が進められなければ、各種助成措置も単に先端的・実験的試行に止まり、そこから一般化可能なレッスンは引き出し難い。これを敷衍するに、学部教育情報化に対する評価もまた、かかる地道な日常的に進行する授業の局面での到達に関する一定の認識と理解を含むものでなければならない。以下では、したがって、まずはかかる助成措置について、次に財政的手当のリソースは別として、授業科目に関連して行われてきた（現在進行中も含む）各種取組について概観することにした。なお、このとき、当学部の教育情報環境とて全学的なその進捗から当然に外在的制約を受けることから、全学的な取組についても必要に応じて適宜言及する。

1-1 各種プロジェクトの進行

マルチメディア教育に係わる開発企画

当学部では、平成10ないし12年度、まず、「ウェブ・ブラウザを使った司法試験・公務員試験など法学関係資格試験準備のための自習用システムの作成（研究代表者：山口純夫、研究組織：部内マルチメディア委員会）」を最終目標として、学内助成措置である「マルチメディア教育に係わる開発企画」として助成を受けてきた。この企画は、法学部関係の資格試験として司法試験・各種公務員試験・司法書士・行政書士試験等々があるが、当学部としても従来からこれら資格試験に対応するため、各分野ごとに「〇〇法特論」なる

⁴ 本稿は、期せずして、ここ4年間、筆者が本学赴任から現在に至るまで、教育情報化に関わって携わってきた諸々の作業の総括レポートともなっている。また、比較的到大規模なカリキュラム改革を行った平成10ないし12年度の間、筆者が部内の教務部委員でもあったことは、幸か不幸か、筆者に、教学全般と教育情報化の視点から学部教育の現状を比較的見晴らし良く眺めることのできる小高い丘を提供した。これら一連の活動に伴い、部内の各教員を始めとして、筆者がご迷惑をかけ、またはご指導・ご助力を賜った全ての関係者の方々に、この場を借りて深くお詫びすると共に、厚く御礼申し上げる。個人的感慨として、当学部において、好意的な幾多の同僚と学生に恵まれながら、本文後述のごとき教育情報化の大変革の時期に立ち会うことのできたことを本当に幸いに思う。

授業科目を置き積極的に取り組んできたところ、より学生の自習・独習を促す観点から、「学生の自習用教材として、ウェブ・ブラウザ上で使用するハイパーテキストの利点を活用した自習用システムを作成し、主として学生の各趣旨権の準備を支援しようとするもの」であった。具体的には、ネットワーク型学習支援システム⁵を導入し、これと別個に作成されたCD-ROM教材をリンクさせようというものである。企画は三段階に分かれおり、第一段階では（平成10年度）、各種資格試験ごとに、また法律分野ごとに、当該試験の過去問等の関係資料・書籍の収集と入力作業が行われた。このとき、①関係出版社から出されている問題集の整理については、主としてペーパーベースのそれを中心にかなりの程度収集した。②マンパワーがもっとも必要な入力作業については、20名程度の学生にアルバイト形式で依頼し入力作業を進めた。第二段階（平成11年度）では、資料収集と入力作業が継続されると共に、第一段階において収集された各種資料が整理され、一部コメントの付与が開始された。なおこのときから、継続性に欠ける学生アルバイトを止め、法律とコンピュータに素養のあるパートタイマー（清水絳奈子氏）に作業委託が行われ、現在も継続している。また、コメントについては、各分野担当教員に作業依頼をするも遅々として進まず現在に至っている（これは、コンテンツ作成の困難さを象徴する一局面である）。さらに、Cultiivaへのデータ格納も開始されたものの、先のコメント進捗の遅れに左右され、これも当初予定より実質的に完成見込みがずれ込んでいる。第三段階にあたる本年度も、プロジェクトの基本作業は変わらず資料の格納可能データ化のところはボトルネックとなり、本稿執筆時点ではCultiivaへのデータ格納およびCD-ROM教材の作成は、当初予定の本年度末よりやや後ろにずれ込む公算が高い⁶。

大容量コンテンツ伝送システムの研究開発

これは標記の全学的企画である「ネットワークを介して提供される情報が動画等のマルチメディアデータが主体となり、大容量化の傾向にある中で、このマルチメディアデータを組み合わせた複合コンテンツを、効率的に配信可能なシステムの構築と、その有効性評価を行う」というTAO（通信・放送機構）プロジェクト（平成10年度第3次補正予算による）の一部であり、当学部としては、「ネットワーク上の情報を活用したネットワーク型コンテンツに関する研究開発：ネットワーク上から収集したデータについて可視化処理を行い、コンテンツ自体が動的に変動するような新たな形態のネットワーク型コンテンツ

⁵ 商品名はCultiiva、メーカーはNEC。これは、基本的には、数種の短答式で出題される問題を解答させ、その当否および解説を提示する部分と、各学生の学習記録を含めたシステム管理部分からなっている。もっとも、これだけでは自習・独習支援として不十分であって、設問を解答するには必要な基礎知識を準備させるため、このシステムと法律制度と解釈に関する解説・資料・判例・文献等を多角的にリンクさせ、学習効果の向上を目指す必要がある。この点、かかる周辺上法の整備とそれら一式を焼き付けたCD-ROMの学生への配布プロジェクトが同時並行的に進められている（このことには、少なくとも現状での学内LANへのトラフィックの過負荷回避と、学生のスタンドアロン環境における授業科目のエクステンションという側面も強く意識されている。もっとも、そのためには学生がPCを保有する必要があるけれども。なお、この点は、甲南Sネット・プロジェクトに関わって本文後述）。

⁶ 実は、このサービス提供開始時期の問題は、新5号館の竣工・稼働（後述）に関わって重要であり、現在、山口教授を中心に、鋭意作業のスピードアップを図っている。

を閲覧可能なシステムの構築を行う」旨のコンテンツ研究開発に組み込まれた⁷。

上述の基本枠組みにも関わらず、法律学の教授方法の制約から、動的・大容量伝送という趣旨からやや離れるけれども、「やさしい民法・財産法入門」というタイトルで、授業科目「民法Ⅰ」に相当する内容のハイパーテキストを作成し、補助教材として現在利用可能な状態に置かれている⁸。

マルチメディア下における法学教育の可能性の探求—法学教授法の新たな構築をめざして—

標記の企画は、学内の平生太郎記念研究助成基金の援助を受け、平成10ないし平成12年度において、「コンピュータ、通信機器、AV機器等の発達がすさまじいマルチメディア社会において法律学もしくは法律学教授法の分野のみがこれらの動きと関係がないといっているわけにはいかない状況にある。しかし、法律学の分野は、自然科学分野や、社会科学分野でも経済学や経営学に比べて、ことコンピュータをはじめとするマルチメディアの利用という点では極端な後進国である。マルチメディアを使用した法学教育となると、どこの大学でもまったく手つかずといった状況にあり、マルチメディア下での法学教育・法学教授法をどうすべきかの探求は焦眉の急を要する課題である」との認識の上に立ち、「法学教育におけるマルチメディア教育の可能性の探求を、海外を含めての現状分析、判例データベースの法学教育での利用方法の探求、種々のデータベース利用時の法的規制(著作権法)の検討、マルチメディア機器・ソフトの法学分野での具体的利用の検討、さらには実験教育の試みを通じて、マルチメディア下での新たな法学教授法の構築を探求しようとするものであった。具体的には、平成10ないし12年度共に、前記二つのプロジェクトと密接に関連しながら、その支援作業および関連する国内外の研究等のリサーチおよびレビューを行ってきた。そして、本企画の最終目標たる「学生を対象とする実験教育とそのための素材(CD-ROM版)の構築」が本企画の終了する本年度末目指して鋭意作成中であること、前述の通りである。

高度コンテンツ流通ネットワークシステムの研究開発

これは標記の全学的企画である「高度な言語処理技術を用いて、利用者がキーボードとマウスから入力及び選択指定した文章やテンプレート情報を元に、辞書データベースを用いて解析を行い、マルチメディアデータベースから適切な素材を検索して自動的にコンテンツを生成する方式とそのコンテンツをネットワークを介して流通させる仕組みを構築し、実証実験を行う」というTAOプロジェクト(平成11年度第2次補正予算による)の一

⁷ 研究分担者として、山口教授と筆者が学部を代表して参加した。なお、当学部の専門教育科目には直接関わらないが、同企画の共通科目(環境)に係るプロジェクトに、大久保規子教授(法学部)が参加しており、先と同様、その開発成果も公表されている(参照、<http://triton.center.konan-u.ac.jp/konan/kankyo/entrance.html>)。なお、学内URLについては現時点でのそれであり、来年度当初から予告なく変更される場合がある点に留意されたい。以下、同様)。

⁸ 参照、<http://triton.center.konan-u.ac.jp/konan/>。なお、技術的バリアーはあるものの、これには今後、基幹的な授業科目でのハイパーテキスト化を進めるにあたっての一つの雛形を示すという意味がある。今後は、これに準拠したハイパーテキストの再生産と利活用が望まれる。

部であり⁹、具体的には、「実環境下でのネットワーク型コンテンツの製作・公開・流通に関する実証実験」なる研究分担の名目で、各種授業科目のホームページ（以下、HP）の作成支援等を行っている。

1-2 プラットフォーム¹⁰面での進捗

前記の通り、過去3年間の間、全学的に、また当学部においても、学部教育の情報化を物的に支える設備面での整備は大きく前進した¹¹。当然のことながら、かかる整備は通常各種プロジェクトに伴って（あるいは、平行して）進められることが多いことから、（できる限り、不要なそれは排除するが）以下の記述の一部については、必要に応じて1-1と重複部分があることを、予めお断りしておく。以下、順に概観したい。

学部ウェブサーバーなど基幹・支援機器の導入

平成10年度当初に、当学部専用のウェブサーバー（イントラネット、つまり学内LAN用）としてPC一台¹²が導入され、「法学部教育情報センター¹³」なる名称で専ら教育用コンテンツを中心としたHP展開が開始された。また、続く平成12年度中頃には、先のサーバーをインターネット用サーバーにもするかどうかで部内意見の開き¹⁴があったことから、インターネット専用サーバーとしてもう一台PCが導入され、インターネット公開希望教員のHPに限って、同様のサービス提供を行っている。なお、メンテナンスの観点から、これら二台のサーバーと各HP公開教員（および、HPを公開していないが、リモートプリンタを含むネットワークリソースの共有希望教員等）の研究室等に所在するPCとはMSネットワーククライアント機能を通じて“law”なる同一ワークグループにまとめられており、ファイル・トランスファー等の環境を確保している。また、インターネット専用サーバーについては、同時に、前記Cultiivaの格納マシン（現在、未だサービス提供

⁹ 当学部から、山口教授・梅本剛正助教授（法学部・情報教育研究センター副所長）が研究分担者として参加している。

¹⁰ 伝統的なハード・ソフトという区分けに従わず、本稿では、以下、プラットフォーム・コンテンツという区分けを採用する。ここで、その含意は、私見では、ネットワーク環境を含めて、實際上従来いう意味でのハードとソフトが渾然一体となって各種サービスを提供する・今日の標準的ないし一般的なPC環境を「プラットフォーム」と呼び、放送類似データ等も含めてマルチメディアデータとしてその上に乗る・後期高等教育用途の具体的なデジタルデータを「コンテンツ」と呼ぶ方が、現在進行中の事態の把握と描写にとって、より適切と思われるからである。

¹¹ 個人的には、まさに「嵐のような集中的設備投資」の時期であったと思う。山口教授のご指導の下、豊富な資金がプラットフォームとコンテンツの双方にメリハリ良く投資され、当学部の教育情報化にとって決定的なターニングポイントとなったモニュメンタルな時期であろうと思われる。今後は、企業会計風に言うならば、設備投資額の減衰に伴い、黒字（＝教育効果の向上）の収穫を目指した期間ということになるだろう。

¹² Windows NT の乗るDOS/Vマシン。以下、特段の断りのない限り、文中、PCとはその種のマシンを指す。

¹³ 参照、<http://www.law.konan-u.ac.jp/> (for Intranet): <http://www.juri.konan-u.ac.jp/> (for Internet)

¹⁴ 1台のサーバーで、インターネット公開を望まない教員のHPをソフト的に切り分けることも可能だったが、セキュリティとメンテナンスの両方の観点から、明確に物理的に切り分けたものである。

していない)としても位置づけられており、CPU・ストレージ等につき相応の水準にある。したがって、当面はこのようなウェブサーバー二台体制で進行するものと予想されるが、今後、利用実績との見合いの中で、Cultiivaマシンの切り分けとか、あるいは各演習や部内の各種委員会におけるBBSやメーリングリストの積極的活用等々の推移に照らして、その他のサーバー等の新規導入等が望ましい状態に至ることも考えられなくはない。

次に、かかる基幹的機器の導入と並んで、9号館6階に所在する共同研究室にPCが二台導入された(1台は旧式マシンの更新として。今1台のiマックは、マックユーザー向けおよび部内におけるネットワーク接続環境の評価・試験機として。また、両方とも学内LANおよびワークグループ”law”へのネットワーク接続可能)。従来機は、Windowsといっても、3.1環境であり、利用可能ソフト等の点で制約があったものの、各種判例等データベースへのアクセスを含めてこのことで教員の教育研究リソースへのアクセスが向上した。また、従来の共同研究室マシンに付属のローカルプリンタに加えて、9号館の法学部各研究室を結ぶネットワーク上の高速・精細リモートプリンタを導入した。このことで、各教員の印刷環境は飛躍的に向上し、余談ながら9号館3階共同資料室に導入¹⁵されたリソグラフの効果とも相まって、従来よりも簡便かつスピーディな教材・資料のプリンティング環境が整備された。さらに、法学部図書資料室の所在する8号館地下室にも、スキャナ・MO等を付属するPCが導入され、従来はコピー機のみだった状態に対し、各種資料をデジタルデータ化して直接に研究室のPCに取り込み可能な環境が整備された。ただし、この資料室には学内LANの延長がコスト的に非合理であることから、ネットワークを介しての資料の伝送までには至っていない(内線電話は存在するので、モデムを介した伝送も考慮されたがコスト的にやはり非合理との結論である)。ともあれ、部内的には、基幹的機器の整備と並び、学部教育の情報化を、ことに教員の教育研究に係る環境改善マターとして具体的に支える周辺の・支援的な機器の整備も着実に進んできたのが、ここ数年間の特徴と見なし得るであろう。

演習室等へのクライアントPC等の導入

平成10年度に、初めて各演習に対しPCが一台ずつ導入された。このとき、従来、原則として「1ゼミ1教室原則」が採用されつつも、震災以降は1演習室を複数教員のゼミが共用するという実態との関係上、演習室(10号館4・5階)に収用しきれないPCが生じた。教授会で検討の結果、これらは402号教室に一括・集中され、402号教室を簡易PCルームとして運用することとなった。これらPCの仕様やネットワーク環境は、情報教育センターにある自由利用PCのそれとほぼ同一である(すなわち、Windows NTベースのクライアントPC。ソフト面の違いでは、法学部向けに判例データベース専用の閲覧ソフト等を搭載する)。メンテナンスの関係から、演習室は原則施錠とされたものの、学生証と引き替えで自由に出入りできることとされており、これらPCは、演習・卒論指導等の授業科目に係る各種資料等の収集・加工、報告原稿の作成等々の用途で、一部の学生には活発に利用されている(ことにPCルームは、①法学会図書室に並置されていること、②演習室に近接し、比較的大人数でもインターネット検索等の作業が可能、③収容可能人数の点で、時として少人数授業の場としても利用されることがある、等の理由から利

¹⁵ 平成10年度、本学教員組合の教育研究環境の整備要求等にもとづき設置された。

用実績が高いと思われる)。もっとも、各演習室にはPCが一台しかないことから、演習など授業それ自体の中での利用となると、その場で参照・確認したい判例の検索や、各省庁などHPの閲覧などある程度のニーズはあるものの、現時点では全体として積極的な利用方法が見出されているとは言い難い状況にあるのが一般的なようである。

学内無線LANネットワークの構築と移動体端末の無償貸与

学内サーバからの学術情報の収集、電子メールによるコミュニケーション、就職情報の入手等、学生にとってネットワークは不可欠な情報アクセスツールになってきている。従来、かかるニーズに応えるため共同利用パソコン等の整備が進められ、学生に開放されてきたところ、そのニーズを満足するパソコン台数(例えば、何千台もの)を揃えることは、費用面・レイアウト面、管理面などの制約で実現が困難である。一方、ノートパソコンの小型軽量化・高性能化が進み、ノートパソコンを携帯している学生も増加しつつあることに鑑みると、学内LANへの情報コンセントを利用することで学生は自分のパソコンをネットワークに接続することができる。しかし、有線接続を前提にすると物理的に利用範囲が固定され、接続可能な端末数も限定される。これらの課題を解決するべく、本学では無線LANによるモバイルネットワークが、平成9年度以降、導入されてきた¹⁶。当学部でも、このプロジェクトを通じて(とはいえ、幾つかのクラスに止まるけれども)、主として演習を中心に、指導教員や担当学生による他の演習構成員たる学生に対する各種レポート・資料等の作成と配布・提出、演習の議論等を電子掲示板を利用したり、電子メールを利用したりして行う試みがなされてきている。もとより、貸与されたノートパソコンの利用形態に特段の限定はなされていないので、学生はそれをいわば携帯可能なノートとして、図書資料室として、インターネット検索マシンとして、各種オフィス系ソフトのプラットフォームとして利活用することができ、事実そのような利用も一部の学生において行われている¹⁷。ただし、現在のところ、学生に対しマシンとソフトの扱いに習熟させること(情報リテラシー教育)に相当の時間的コストを要し、本来予定されているであろう形態と水準での利用をクラス全体で行うことは、貸与直後からは困難である。しかし、同時に、このことを契機として、従来PCを全くないし余り利用しなかった学生層においても、貸与期間終了後デスクトップないしノートパソコンの購入を検討し、実際購入する者も現れており、そのような意味での副次的な教育効果も含めて相応の効果が認められる。なお、このような実証実験の延長上に甲南Sネット・プロジェクト(後述)も展望できるようになったのであり、中規模都市型私立大学としての本学における無線LANの運用可能性¹⁸と教

¹⁶ 郵政省・文部省の省庁連携によるマルチメディア・モデルキャンパス事業として、無線LANブリッジ(基地局)3基・移動体端末30台で基本性能の検証実験(平成9年度)、ブリッジ33基に拡張・端末120台を貸与して利用動向調査(平成10年度)、ブリッジ143基に拡張・端末420台を貸与し授業で利用することで有効性の検証実験(教員40名弱、21科目。平成11年度)、ブリッジ143基に拡張・端末350台を貸与し授業で利用することで有効性の検証実験(教員20名弱、20科目。平成12年度)を行っている。

¹⁷ また、情報教育研究センターとしても、「遠隔レポートシステム」、「遠隔コミュニケーション支援システム」、「マルチメディアデータベース遠隔検索システム」など無線環境を自覚・意識した色々なサービスの提供を企画し、また行いつつある(一部稼働)。

¹⁸ 比較的敷地面積が狭隘で諸施設が密集する本学のような中規模都市型私立大学にと

育効果の測定・評価について、このプロジェクトの果たしつつある意義には大なるものがあると云わなければならない。

新5号館の建設と竣工準備

以上述べてきたプラットフォーム面での全学的整備において、一つのマイルストーンと位置づけられるのが、新5号館の竣工と稼動（平成13年度当初予定）である。新5号館は、全館マルチメディア対応のインテリジェント校舎であり、「高度知的工房空間」と位置づけられている。3階ないし5階部分に法学・経済・経営・文学部社会科学の学生用として自由利用図書およびサイバーライブラリーが備えられる（なお、緩やかではあるけれども、各学部・学科毎の優先ゾーニングがなされる）。また、コモンルームという形で自由利用PCがある程度備えられると共に、自由利用PCゾーンとして2階フロアで相当のスペースが予定されている。さらに、講義室にもPC（中講義室70台程度）および情報コンセント（大講義室で収容人数の3分の2程度を接続可能）が導入されると共に、演習室（30室程度）にも各1台のPCが導入予定である¹⁹。また、先に見たとおり、本学において実証実験段階をクリアした無線ブリッジも構内に相当数設置され、無線を利用するモバイル環境での学内LAN接続にも対応する予定である。

新5号館は、こう描くと一見バラ色であるが、実は問題も山積している。まず、ネットワークのトポロジーについて。かつて通常の社会科学系の講義型授業では実際にPCを利用する講義形態などまず行われてこなかったし、また通常の校舎では、何百台単位（無線系を入れるとそれ以上の）でのPCの同時利用も当然行われてこなかったのであるから、一体どのような形でどの程度のトラヒックが発生し、それが学内ネットワークにおいてどのような流れを生起するかについては必ずしも経験的に予測可能な範囲にあるわけでない。思いがけないスノーボールやボトルネックの発生から設計されたトポロジーの許容範囲を超える事態が生じ、結果的にこの新5号館の各設備が実用上使い物にならないという最悪シナリオも完全に否定は出来ない。また、ネットワークとして昨今のコンテンツの大容量化に対応しているとはいえ、その進化のスピードは速く、また将来的な利用学生の新5号館全体としてのレギュラーな概数も確定的に読むことはできない。したがって、この点でも、前記のシナリオ（あるいは、類似シナリオ）に陥る可能性は十分にある。

また、少なくとも現時点では学生の情報リテラシーに対し過度の期待を抱くことは現実的・实际的でない。ハード面での充実はあるけれども、それを現に自らの勉学風景の中に能動的・積極的・自主的に取り入れることのできる学生層が多数と考えるのは、少なくとも筆者の経験上は幻想に過ぎない（この点に関わっては、学生用のヘルプデスクのような存在が必要であろう）。また、あえて能動的に利用できる学生層を考えてみても、ジャンクないし迷惑メールの送信や、与えられたファイルサーバーを違法収集ソフト等によって不正利用するなど、むしろ情報倫理やネチケットの確立など教育上急ぐべき課題の方が目に付き易く、本当に新5号館本来の趣旨が期待通りに達成できるかどうか、なお不透明と云うべきである（この点に関わっては、情報倫理教育のようなものを「情報処理入門」のような導入科目に追加すると共に、私見では、学内情報機器利用上、学生用の厳しい内部基

って、電波シャドウをなくすだけのブリッジ設置を行えるならば、無線LANは大変親和的なシステムであるといえる。

¹⁹ なお、当然のことながら全ての設置PCは学内LANに接続される。

準を設定する必要があると思われる²⁰⁾。

さらに、私見では、何よりもかかるインテリジェンスを備えた設備とネットワークの上で展開でき、また学生利用に耐えうる教育用コンテンツが現に幾つあるのかについて、全体として真摯な反省的点検がなされているとは思われず、しばしばこの種設備を竣工した先行他大学の例のごとく、「設備はあれども固有の教育用コンテンツなし」という事態が想定できなくもない。もとより、この教育用コンテンツ作成こそが学部教育の情報化にあたり言葉の真の意味で最もコストのかかる部分であり、したがって時間をかけて消化してゆくほかない部分でもあるわけだが、学生サイドから見て利用に値する設備・参集して自習・独習するに値する設備となるためには、単にプラットフォーム面での整備だけではなく、今後はコンテンツ、制度も含めた広い意味でのソフト面での充実こそが、この新5号館にとって死活的な重要性をもつものと心得、当学部としては言うに及ばず、全学的にも戦略的に整備・発展させてゆく必要がある。

甲南Sネット構想と「1人1台PC」の推奨および広域LANの構築

情報教育研究センター運営委員会は、平成11年7月「一人一台ノートパソコン導入 (Konan Student Network Plan) にむけて」を答申し、情報リテラシーが社会の不可欠のツールになっている現在、学生一人一人がノートパソコンを持つことが、学習面、キャンパスライフ面、キャンパス・エクステンションの面から大きなメリットを与えることを指摘した。そして、このように情報化された大学を実現するため、この答申は、一人一台ノートパソコンを導入するとともに、これを大学内で自由に使いこなせるようにするために多数の情報コンセントを設置した教室と無線LANでつながれた自由利用空間を設け、さらに家庭でも自由に大学へアクセスできるようにするための広域ネットワークを整備する必要があると提案した。これを受け、アド・ホックに甲南Sネット (Konan Student Network) 推進委員会なるものが設置された。その答申によると、①ノートであれデスクトップであれ、全員がパソコンを所有するように推奨する。各家庭から学内情報及び学外情報を自由に取り出せることが大きな特徴のひとつであるので、何らかのパソコンを持ち、これらにアクセスできるようにすることを強く推奨する。②広域のネットワークを実現するために各家庭からプロバイダを経由して学内サーバへアクセスできるようにする。このときプロバイダでの認証を受けた時点で学内にいるのと全く同じ環境になるようにする必要がある。現在、学内の重要情報は学外から自由にアクセスできないようにしている (イントラネット) が、新しいネットワークでは学生の家庭からは学内と同じセキュリティーレベルでの情報サービスが受けられるようにする必要がある、と述べられている²¹⁾。

²⁰ この点、先般、梅本情報教育研究センター副所長 (法学部) を中心に、学生向けの「情報教育研究センター利用規程」に関する検討作業が開始されたやに仄聞する。

²¹ なお、甲南Sネットのイメージは以下の通りである。すなわち、(1)学習面 a) 情報関連の基礎教育、専門教育：ノートパソコンを持参した学生にはそれを用いて授業を受けることができるようにする。これにより自らのパソコンをコントロールする力、情報技術が上昇する。また自宅で復習なども容易に行うことができ、授業の理解度も格段に進む。はじめの間は、少なくともリテラシー教育の一部にこのようなクラスを設けノートパソコンの普及を図る。一般の授業：授業ごとにホームページを開設し、シラバスのホームページなどにリンクしておく。ホームページには電子化した教材やアブストラクトなどを載せ

このプロジェクトに関わって注意したい点は、①学生にとって、PCの「所有」如何ではなく現実実際の「利用」可能状態を創出することに力点があるということ。②PCの保有も「強制的購入」ではなく「推奨」が目指されていること。③キャンパス・エクステンションを視野に入れ、仮想的に学内イントラ環境を学外でも実現することを通じて、各授業科目に係る各種アナログ情報をデジタル情報としてイントラネット内に引き出すのが容

ておく。非常に進んだ科目ではマルチメディア化され学外にリンクされた教材が用意されている。各教科のホームページは他の教科との関連がある場合、学生が学習しやすいようにリンクをはってある。これにより教材のネットワークが形成され、個別の授業科目はもとより、学科・学部の垣根を越えた知的資産の相互連絡が可能となり、より立体的・構造的な教育の効果を期待することができるとともに、ホームページ相互の連絡がもたらすシナジー効果を通じて、一つの授業科目がもたらし得る学生の知的理解の水準を格段に引き上げることが可能となる。ホームページ上には教材以外にもさまざまな講義情報も掲載されている。たとえば授業中に出された宿題や休講情報などである。情報機器の進歩は速く、学生も携帯電話などさまざまな新しい機器を持つようになっていくため、これらを通じても学内情報にアクセスできるような仕組みを導入する。質問などについても掲示板などを用いて行うことができ、授業の理解度が向上する。なお、このことは、学生人数が大規模で、従来は個別的対応が極めて不十分であった社会科学系学部の専門科目や、履修人数の多い広域副専攻科目では特に顕著であろうと思われる。教材などホームページ上に掲載されるコンテンツは、必要に応じて学内のみ公開(イントラネット)とするか、または学外にも公開(インターネット)するかを教員自身が決めることができる。授業の形態としては、ノートパソコンを持ってこさせるよりも必要に応じて大画面のプロジェクターを用い、教員の教材ファイルや学内外にリンクして引用する情報を表示するなどして学生の集中力が散漫にならないようなかたちを中心とする。もちろん学生にノートパソコンを持参させて授業を受けさせるタイプのものや全く情報機器を用いないタイプのものなど、科目の性格に応じていろいろな種類の授業が存在する。b)ゼミ、卒業研究：パソコン類を用いる場合は、各自がノートパソコンを持参して授業を受ける。必要なソフトウェアは課題により異なる。持参のノートパソコンを用いて、データ収集、計算や表作成、レポート作成などを行うことができる。c)計算、演習、実験関係の実習授業：計算機代わりにノートパソコンを用いることができる。d)資格試験などのための自習：ホームページないしCDで教材が配布される場合、各自が自分のパソコンを用いて自習できる。e)アプリケーションソフトウェア等：パソコンにあらかじめ入っていないソフトウェアやデータベースなどを授業で用いるとき、汎用性の高いものについては別途配布されるものもある。

(2)キャンパスライフの面 a)就職：家からでも学校からでも自由に学校の就職情報及び企業のホームページへアクセスできる。b)その他の学生サービス：自宅からも学内からも携帯からもアクセスできる。c)図書館：無線カードを貸与する。持参したノートパソコンを用いることができる。

(3)キャンパスエクステンション a)家庭からも大学内にしか公開していない(イントラネット)コンテンツを見ることができ、家庭での宿題、復習、予習などを効率的に行うことができる。b)各家庭と大学が双方向的にコミュニケーションできることになり、家庭の大学への参加意識を高めることができる。

易になることが期待される。この甲南Sネット・プロジェクトは、ここ当分の間の当学部の学部教育情報化にとって、先の新5号館の成否・教育効果と並び決定的に重要な意義をもつことは明らかである。とはいえ、これについても問題は残っている。まず、①一人一PCの推奨の効果は現実にかいほどとなるか。②それを使いこなす学生各自の情報リテラシーの涵養がどの程度進むか。③提供サービスの中に価値のある教育用コンテンツをどの程度盛り込むことができるか等々は、重要課題といわなければならない。

コンテンツ作成支援のための物的環境整備

前述のようなハード面での充実をコンテンツ面で具体的に支えるためには、各教員におけるコンテンツ作成のために色々な機器およびソフトが当然に必要となる。これらのニーズに対し、従来からも、情報教育センターのマルチメディア準備室のような形で一定の応接がなされてきたけれども、当学部としても、この点、特にマルチメディアコンテンツの作成を念頭において、数的には未だ不十分ではあるが、複数台のデジタルカメラ・デジタルビデオ・スキャナ・入出力関係に係る各種ソフトウェア等の導入が行われた（PCがらみ・および各種入出力関連ソフトについては、前述のように、9号館6階の共同研究室のPCに。スキャナについては8号館地階の図書資料室のPC等に導入）。これらは、数的に現状拘束的な観点からは足りているとも評価できようが、未だ潜在的な利用需要に見合ったものとは到底思われず、私見では、今後、これらの環境整備を抜本的に充実させてゆく必要があるものと考ええる。

1-3 コンテンツ面での進捗

しばしば言われてきた「PCも、ソフトなければただの箱」との物言いは、表現を変えつつ当学部の学部教育情報化に関しても妥当する。すなわち、前述のような立派なプラットフォーム面での充実も、コンテンツの充実・ないし今少し広い意味でのソフトや運用面で、当学部固有の充実がそれに伴わない限り、少なくとも学部教育に対する情報化の費用便益効果に限って言うならば単に満艦飾の飾りに過ぎず、今日的な後期高等教育機関のレベルではさほど誇るに値しない。このことは、当学部のマルチメディア委員会においても深く認識されており、プラットフォーム面での充実と比較すると全体の規模とテンポに比して大に見劣りはするけれども、以下に述べるようなコンテンツ面での整備が行われてきた。

各授業科目等のホームページ構築

コンテンツ作成という点でまず最初に指摘すべきは、前述の各授業科目のHPを構築してゆく試みがある（現在、教員数の約3分の1弱が開設）。ことに、当学部でのHP構築には、以下の特色があると考えている。①総学生数約2200名程度に対し教員数約30名という体制の中で、講義の中には500名を超えるようなものもある（もっとも、現在のところ、これを境界にオーバーフロー講義についてはクラス分割が原則とされている）ところ、個々の学生との間でのコミュニケーション的な質疑応答や受講相談等は実質的にはなきに等しい。また、授業資料等の配布・再配布に伴う煩わしきやコストなど無視できないレベルにある。そこで、いわば大人数講義の場面では処理し切れない一層きめの細かいコミュニケーション・ツールとしてHPを位置付け、今のところ標準的なフォームを当学部

として設定しているわけではないけれども、一般に、電子メールやBBSを利用した授業内容に関する質疑応答とFAQ、講義要項や授業資料の配布、過去の定期試験問題の提示と解説等が展開されている²²。もっとも、利用実態としては、必ずしも質疑応答に比重があるとは言えず、双方向コミュニケーションの改善という目的が達成されているとは言い難い²³。

②当学部のHPは、同好の士や好事家がたまたま開設しているHPとは位置付けられておらず、強制はないものの基本的には全ての授業科目について（非常勤科目を除く）構築されるべきものと考えられている。したがって、実際にHTML文書をエディティングするのが技術的に困難な場合・教員に備えて、マルチメディア委員会としてHP作成の外注に努力すると共に、メンテナンス等も考慮して学部ウェブサーバーにはHTMLに関する簡単なチュートリアル²⁴を上げて啓蒙もしている。また、未だ研究室が学内LANに接続されていないことがないように、高齢の教員のそれも含めて鋭意接続の推奨に務めている。ところで、このような全ての授業科目を原則としてHP化すべきだという構想の正しさは、ここ数年間の実際のHP運営の経験によっても裏付けられる。すなわち、ごく少数の授業科目しかHPが開設されないと、当初は物珍しさも手伝ってアクセスがあるけれども、学生サイドから見るとアクセスに関して規模・範囲の経済性が働かず、順次実質的に見捨てられる傾向が看取される。このブレイクスルーとしては先の原則を掲げて、少なくともあるクリティカル・マス（私見では、おそらくは全授業科目の2分の1程度であろうと予測している）を超える程度に至れば劇的に学生利用が進展するであろう。

③当学部のHPは教育用途のデジタル情報に特化しており、教員個人の趣味とか関心に偏った、いわゆる個人HPでは基本的でない。そのような趣のものも一部にはあるけれども、全体としての基本トーンは前記①に掲げたような地味な、しかし日常の教育活動の遂行にとって必須の諸情報によって占められている。これを明文化したようなルールはないけれども、共通の学部リソースを使用する以上、民間プロバイダーのHP用ディスクスペース等と異なるあり方が求められるとしても許容範囲内であろう。ただし、このような性格付けが災いしデザイン等の点で見劣りし、学生からのアクセス件数が伸び悩むことも想定でき、HPトップページから2ないし3層目くらいまでは外注の上、同一のレイアウトデザインとイメージで視覚的にも綺麗に整理する予定である（新しい法学部情報教育センターについては、新5号館の竣工に併せて、2001年4月1日付けでリニューアルオープン予定）。

ところで、各授業科目に係るHPの構築に関わって指摘しておくべきレッスンは、①ただらと、あるいは漫然と各教員に呼びかけても事態は進行せず、逆に合理的な範囲の期限と所用の予算を予め設定し、外注も含めて一気呵成にある程度の内容と分量のHPを構築すべきであり、その方がおそらくトータルコストとしても縮減できる。②「あの人は無理ではないか」などと当初から思い込まず、全体にくり返しその意義と重要性について周

²² 現在、本文記載のような項目を中心として、事実上各教員のトップページおよび各授業科目の雛形にあたる標準様式を外注しており、2001年4月1日までに実装予定。

²³ くどいが、個人的には、HPの構築は、講義進行や講義付随業務の効率化という側面が、少なくとも当初は強かったと思う。そして、教員数に比して学生総数が多い当学部では、現在に至るもこの観点は依然としてなお大きい。

²⁴ 参照、<http://www.law.konan-u.ac.jp/home/hanrei/myweb3/index.html>

知る継続的努力が、思いがけない人からの開設依頼をもたらすことがある。③ハードによるとソフトによるとを問わず、学内LAN限定のイントラネット向けとインターネット向けの切り分けを行い、学内だけなら授業資料を公開しても良いという教員への配慮が実践的には極めて重要である²⁵。④HTMLのエディティング・チュートリアルウェブサーバーへのアップ等々、技術的な指導にも配慮を払い、必要な支援・援助の体制を確保することが必要かつ重要である。できれば、共用のヘルプデスク的機能を果たし得るマンパワーの恒常的確保が望ましい。

コンテンツのモデル授業科目の構築

教育用コンテンツの開発とネットワークへの実装という点からは、幾つかの優れた先行事例をファースト・ランさせることが、経験の普及・基幹授業科目のコンテンツ化という観点から望ましい。先に述べた通り、当学部では、これを「民法Ⅰ」を題材として行っている。個人的には、憲法・民法・商法・刑法・民事と刑事の両訴訟法のような、いわゆる六法科目と呼ばれる学部教育にとって基幹となる授業科目については、たとえ外注に伴う相当のコストをかけてでも、これに準拠するような形式でのコンテンツ化が、(当面は、HP開設それ自体が短期目標だとしても) 将来的にはなされるべきと考えている。この「売買契約から始める・やさしい民法財産法入門」というタイトルのコンテンツには、以下の点で学部教育の情報化にとって優れた面があると思われる。①これは講義要項ではなく純然たるハイパーテキストであり、教科書・参考書と同様の内容を備えながらも、各種リンクや検索機能に支持された豊富なレファレンスが可能である。②書籍にありがちな取っ付きにくさを緩和すべく、簡便ではあるけれどもレイアウトやデザインにも一定の配慮がなされ、現代学生にとっても従来のそれよりは受け入れやすい。③自分のPCにこれを取り込むことで自習・独習が可能となり、どこでも・いつでも必要なときに引き出すことができる。基幹の授業科目の全てで、このことが実現するならば、予習・復習を含めて学生の授業理解の向上に一定程度の寄与ができるものと期待される。しかし、他面、法学部教育の性格と当学部の学生気質についての一層深い検証が必要ではあるけれども、このような・動きがほとんどなく、基本的に文字情報からなる・非インタラクティブなハイパーテキストがこちらの思い程に学生サイドに受容可能なのかどうか、個人的には、ある種の疑念を払拭できない。この点、例えば、経営学部のそれ(「がんばれナベちゃんー経営学入門」²⁶)のような形態のコンテンツの方が現代学生の気質にはより適しているのかも知れない。この種のゲーム感覚にあふれたコンテンツの適用ないし運用可能性も頭から排除せず、对学生アンケート等の実施も含めて今後の重要な検討課題とするべきである²⁷。

学生自身の手になるホームページの構築

²⁵ この点、甲南Sネットの広域LAN計画でも、同様の問題意識の一部が共有されている。

²⁶ 参照、<http://triton.center.konan-u.ac.jp/konan/keiei/home.htm>

²⁷ 実は、このように、教育用コンテンツの開発には「経路依存性」があると筆者は考えている。一つのパスだけに学部教育全体が落ち込まないよう、当学部においても、あくまでトータルコストとの見合いではあるが、今後のコンテンツ開発にあたって、できることならば複線的な研究開発が同時並行的に行われるのが望ましく、また当該コンテンツの実用に際しても、その後の展開・進化のプロセスを慎重にモニタリングしながら進むべきである。

学生に学問を「教授する・与える」視点とは逆に、学生がHPを「自主的に作り上げる」観点を生かした授業科目として、当学部では「法情報学²⁸」を設定している。この科目では、3人程度の学生グループを核として、各々のグループが各自の問題関心や課題意識に応じて法および政治に関連するテーマを設定し、各種資料やデータをウェブ上で、書籍・雑誌から、新聞その他から収集した上で、思い思いの視点から自由にHPを作成するというものである。もちろん、学生グループに対し技術的な支援や援助は行われ、必要な機器やソフトについても数量は少ないけれども、一応用意されている。この点、今後は、実状に応じてさらに必要な物を必要な場面で用意してゆけるような環境として、情報教育センターの入っている2号館にマルチメディア教室（現マルチメディア準備室の展開・発展教室）も予定されている（実質稼働は、平成13年度後期以降の予定）。

なお、この授業については学生サイドからは割合好評であり、またこの科目に係る、今日的な課題意識を敏感に反映した従来の勉学成果を随時に閲覧できることから、いわば学生の勉学成果の自己再生産と増殖を通じて、時間の経過に伴ってトピカルな学生の手になるデータベースが形成されるわけである。これが、演習でのテーマ設定や各授業科目における学生の勉学や調査に際し、「自分達の先輩が作成したものだ」という意識でアクセスしリファレンスするという意味で、有益で実際的なデータベースとなるよう期待される。

各種リーガル・データベースの導入と演習室等への展開

法学部教育にとっても、昨今、各種のデータベース（特に判例および書誌情報）の利用は、その重要度を増しつつある。これに対応し、当学部でも学内LAN上のCD-ROMサーバー（当学部ではなく実質的に情報教育研究センターが保有）に乗せる形で、判例データベースのサービス提供を各演習室および10号館4階の自由利用教室に收容されているPCについて、平成10年度以降、行っている²⁹。これらは、演習の事前準備・演習自体における随時のリファレンス・事後の復習のために、学生からも利用されている。ライセンス契約との関係で（したがって、コストとの関係で）、本来はもっと多くのデータベースサービスを提供したいと考えてはいるのであるが、進捗がはかばかしいとは言い難い。もっとも、新5号館ではスタンドアロンが中心ではあるけれども、CDないしDVD-ROMによるデータベース・リファレンスを行い得る環境がある程度は整備されることから、現在主としてなされているCD-ROMサーバーへの依存が多少とも緩和されることがあるかも知れない。このように、あくまで教育効果への配慮を欠いてはならないのだが、必要となる総コストと見合いつつ、各種データベースの、学内LAN中心のネットワーク配信とスタンドアロンでの利用との適切・有効なバランスを図ってゆかなければならない。

遠隔教育システムの導入準備

前述の通り、ウェブ・ブラウザを使った司法試験・公務員試験など法学関係資格試験準

²⁸ アウトプットにつき参照、<http://www.law.konan-u.ac.jp/home/hanrei/index.html>

²⁹ なお、研究用としては、9号館の各研究室および共同研究室ならびに法学専攻用大学院生室の各PCから、法学関連書誌情報データベース、現行法令データベース、外国の法・政治総合情報データベース（Lexis-Nexis）等へのアクセス環境も整備されている（院生室については一部のみ）。

備のための自習用システム³⁰の作成が進行中である。しかし、準備状況としては、何よりもマンパワーが膨大かつ継続的に必要であり、また法学のあらゆる分野に亘る知識が必要となることから、思いのほか手間がかかり、当初見込みの通りには進行していない。しかし、各授業科目との関連で、各々の領域・分野、さらには單元ごとに（できれば、前記各授業科目のHPや基幹授業科目におけるハイパーテキストとの相互リンクを確立する）自習・独習用のインタラクティブな教材が、しかもクライアント側で特別のブラウジングソフトを用いる必要なく閲覧（それも甲南Sネット・プロジェクトの下、広域LANを通じてキャンパスエクステンション環境の下で）できるようになるならば、その教育効果には大きな意義が期待できよう。この意味で、当学部が導入しようとしている遠隔教育システムには、学生の自主的・能動的な勉学の促進という視点が込められている。同時に、このシステムには、資格試験対策という側面と他に提供予定の各種教育用サービスとの関連側面がある。一言でいって、この企画は、前述の各授業科目のHP化やモデル・コンテンツの作成と並んで（ないしこれと協同して）、いわば車の両輪をなすことが期待されている。

人的アシストないしヘルプデスクの確保

以上の諸企画・プロジェクト・実務全般を、少数のマルチメディア委員会メンバーだけでこなすことは、事実上不可能である。また、各教員に対する技術指導や支援・機器やソフト等の設定や稼働およびメンテナンスなど、いちいちの個別的・具体的対応をメンバーだけで行うことも不可能である。そして、現にかかる対応上の不十分さから、これらに関する潜在的需要に比し、現状では、委員会として大変少ないサービス供給しかできていない³¹。しかも、メンバーの少なくない部分が、教務部長や部内カリキュラム検討委員会委員長など部内外における重責ポストにしばしば任じられ、明らかに任務過重状態に陥っている。このことがさらに仕事の滞積を生じ、全体として悪しきスパイラルに入り込み易い。このような事情から、平成10年度以降、人的アシストとして週に3ないし4日の割合で、清水氏にご苦勞願っている。具体的な仕事としては、各種データの入力と整理、授業科目のHP化、HTMLに関する簡易チュートリアル³²の構築等々である。また、清水氏には、同時に、いわばTA類似の役割として「法情報学」にて学生のHP構築に関わって有益な手助けを頂戴している³³。

³⁰ これと関連して、資格試験の職務内容・試験科目・受験資格等を網羅的に掲載するHPも構築され現在稼働中である。参

照、<http://www.law.konan-u.ac.jp/home/hanrei/myweb2/index.html>

³¹ 余談ながら、したがって、ヘルプデスクサービスの需要者たる各教員の心理における当該サービス価格は非常に高く、なかなかPC関連の雑事を委員に依頼しにくく（心理障壁）、また依頼作業が終わっても感謝の意を大いに示さざるを得ず（余り示さない人もいるが）、また時には湯茶・菓子のもてなしまで行う必要を感じるわけである（余り感じないかのような人もいるが）。これがヘルプデスクサービスの供給量を格段に増やすことができれば、心理的なサービス価格は新たな均衡水準まで大幅に低下し、心理障壁は低下ないし（望むらくは）無用となって各教員における教育情報化を促進する効果が高まることになる（これは、決してジョークではない）。

³² 参照、<http://www.law.konan-u.ac.jp/home/hanrei/myweb3/index.html>

³³ 清水氏には、学部教育情報化に関わり、この他にも色々本当に世話になっている。この場をお借りして、個人的にも、心より深く感謝申し上げる。

2 現状評価と課題

以上、概括的に眺めたプラットフォームとコンテンツに関する当学部の進捗は、いかに評価されるべきであり、また今後にどのような課題を残しているのだろうか。以下では、既述の部分的評価との重複をできるだけ避け、総括的な観点から現状の評価を行いたい。

プラットフォームに関する取組

プラットフォームに関わっては、ここ数年間に亘る全学的な整備の進展は著しく、新 5 号館の竣工・実働に伴い一応の到達を示すと見られる。ただし、新 5 号館との関連では、①教員の講義形態および学生の利用実態との相関に帰着するが、校舎内のネットワークポロジィおよび全学バックボーンとの間のトラフィックの整序等、その機能が実用上使いものになるか否かは、今後の検証を待つほかない。②70 台の PC を装備する中講義室の教育上の位置付けは不明確で、実用価値の低い教室（自由利用というループホールはあるが）になる懸念がある。収容の点でも過度に細長く、他の利用用途の検討も、あるいは必要になるかも知れない。③自由利用 PC の対学生ヘルプが余り考慮されておらず、実働後検証を行いつつ、メンテナンスの観点から見ても、必要なガイドをその場で示してやれる体制が考案されるべきである³⁴（この点、専任的な人員配置だけでなく、学生の情報ボランティア・アルバイト等の配置も含めて、多様多彩な形態を考慮すべきである）。④情報教育センターから離れる自由利用 PC のメンテナンスは実際かなりの困難を伴うと見られ、メンテナンスフリーに近い対応が可能なハード・ソフト構成を目指すべきである。また、無線 LAN についても、①ネットワークに対するトラフィックの過大負荷につき同様の懸念が指摘でき、無線ブリッジの設置において、設置者サイドの当初予測に拘らず、様々な要因によって浮動する学生利用の面的範囲とその密度の検証が持続的に必要である（これは全学的配置についても言える）。②当学部も利用するであろう新 5 号館関連で貸与されるラップトップ PC、および甲南ネット・プロジェクトにより貸与される無線 LAN カード等の保守・管理については、貸与更新手続と機器点検・保守の期間がかなり見込まれ、実際の利用期間を不相当に縮減することのないよう配慮しなければならない。さらに、10 号館にはなお演習室が一部残存するが、この校舎内での PC 配置に関しても従来通りでよいかどうかの検討が必要である。筆者の経験上、演習室ごと 1 台の PC 配置に加えて、集中的に PC を配置する、いわば分室的利用形態には色々な意味で使い勝手のよさが認められる。

学生に対する授業関連情報の提供に関する取組

ここまでの叙述で明らかな通り、プラットフォームの供給は、少なくとも現時点の学生サイドの需要との関係で見ると限り（今でも学生の一部では、インターネット接続速度の遅さがしばしば不満の一つとされるが、ひとまずネグレクトしたい。また新学習指導要領³⁵下の生徒入学後は事情変更もあろうけれども）、著しく不足する水準にはないと思われる。

³⁴ 現在、当学部では、一つの考え方として、PC 操作にも詳しく、かつ法学部優先フロアに開架される図書等の整序も仕事とするようなヘルプデスク的人材を、法学会（学生・教員等からなる学内学術団体）の予算を利用し、平成 13 年度当初の新 5 号館竣工後、アルバイトとして雇用する方向が、法学会評議員会にて検討・模索されている。

³⁵ 高等学校段階でのカリキュラムにおいて、「情報科目」が必修とされている。

むしろ、当学部も含む本学の学部教育情報化にあたっての最大の課題は、(他の一般の後期高等教育機関と同様ではあるけれども) 教育用コンテンツの少なさとその開発体制の貧弱さにある³⁶。

ところで、私見では、人が「学び」を行うとき必要となるステップには、①予復習という自習・独習部分と講義受講の部分がある(時系列の軸)。現在のところ、各授業科目のHP化・遠隔教育システム・各種リーガルデータベース等は前者に資すものと、また六法を中心とする基幹授業科目のハイパーテキスト化は両方の局面で役立つものと想定し、設計されている。つまり、(当学部に限らず、他大学法学部でもそうであるが) 講義受講の局面で実際に利用されるマルチメディア教材の開発という部分では具体的アイデアと実験的・試験的試行に明らかに不足しており、今後、(法学部教育においては、講義受講局面での教育情報化は無理であるとのネガティブな展望や評価の確認も含めて) この点での検討が一層深められるべきである。また、「学び」の別のステップとして、②個人での認識・理解を深める部分と学習者集団での相互交渉(議論と見解の相互検証)を通じて認識・理解を深める部分がある(プロセスの軸)。主として大講義科目を念頭に置いたコンテンツ開発と演習等での電子メールやBBSの整備と利用が並行的に行われている所以である。さらに、第三の「学び」のステップには、③学生にとって教員から受動的に教授される部分と自主的・主体的・能動的に自ら学ぶ部分がある(イニシアティブの軸)。資格試験情報やHTML簡易チュートリアルなど関連・周辺情報の提供とか、「法情報学」のごとき授業科目も単なる「色モノ」と見るのは早計で、後者を強化せんとする補助的位置づけがある³⁷。

このような座標軸を設定すると、単にコンテンツ開発が弱いと言う一般的傾向に潜む問題点の検討がより子細に可能となる。当学部の現在の到達では、①時系列の軸に関わって、現実の講義受講局面でのコンテンツ開発がほぼなきに等しく、またその可能性の検証も実際になされていないこと。②プロセスの軸に関わって、コンテンツ開発が、全体として大講義科目を念頭に置いたコンテンツ開発に偏重し、学習者集団での相互交渉を実質的に深めるためのツールとコンテンツの開発が求められること。③イニシアティブの軸に関わって、自主的・主体的・能動的に自ら学ぶことをいかに促進すべきか、またそのために学部段階の教育情報化にとって、どの点に寄与すべき局面があるかは必ずしも定かでない。この点、おそらくは②のプロセスの軸とも関わり併せつつ、当学部の現に目前に存在する「生身で等身大の甲南大学法学部生」を念頭に、他ならぬ彼らにとって有効・適切な教育コンテンツの開発に向かう方向性が模索されることになろう。そして、またこのことは、自己評価システム等とならび、教育方法等の改善を中軸とするFD(Faculty Development)の重要な課題の一つとしても学内行政上適切に位置付けられ(つまり、相応の制度的・予算的な裏付けを確保しつつ)、当学部の全教員を巻き込んで積極的・能動的に、また多様多彩

³⁶ とはいえ、新5号館にて提供予定の各種サービスの水準と品質を考えれば、全国的に見ても、当学部の教育情報化の水準が全国法学部の平均水準を下回るものとは到底思われず、むしろ個人的には相応の自負もある。

³⁷ 「法情報学」については、その他、創造性や独創性といった学生の能力部分に対する刺激という側面もある。なお、この授業科目単体でこれら諸項目の教育効果を測るのはもとより無意味であり、むしろこれを入り口・端緒として前記諸能力部分を法学部教育の他分野へと押し広げてゆきたい。

に、かつ旺盛に展開されてゆかなければならない。

このコンテンツの開発という事柄に関わって、最後に、筆者が経験上痛感してきた幾つかのレッスンを示しておく。①コンテンツ開発には、特に内容的な面で、学部の教育全体を見据えた戦略的な整備が極めて重要であり、個人的な思いつきの企画（またはその束）だけでは学部全体にわたる教育情報化の前進は勝ち取れない（コア・コンテンツの戦略的整備）。②開発工程の管理、ことに費用の適切な見積と監理およびスケジューリングが極めて大切であり、要する費用と時期を区切った作業でなければ成功は難しい（適切な開発工程の管理）。③圧倒的なマンパワーが必要で、利用可能な学内外のあらゆるリソースを縦横に駆使して、その組織化を図らなければならない。また、誰かがその管制官となって連絡調整の責任を負わなければならない（利用可能リソースの探査・調達と責任体制の明確化）。

学生の情報リテラシー等の向上のための取組

ここまで意識はしつづも等閑に付してきた課題が、学生の情報リテラシー等の向上に向けた取り組みである。当学部で受講可能な、狭い意味での情報リテラシーを向上させるための取り組みとしては、全学共通科目として提供されている「情報処理入門」（半期2単位）、学部の専門教育科目として提供されている「法学部情報処理Ⅰ」・「同Ⅱ³⁸」（半期2単位、平成12年度入学者適用の科目表による）がある。これらは、当学部の学生全体から見れば、必ずしも所期の教育目的を十全に達成しているとは言い難いと思われる。「情報処理入門」に関わっては、少なくともPC初習者については、①1年次前期における自由選択であることから、教室キャパシティとの関連で希望者全員が受講できない。②半期科目であることから、アドレスのプロパティ管理や電子メール操作・ファイルサーバーでの自己ファイルの管理操作等を含む学内情報環境についても必要最低限の理解がしばしば定着しておらず、2年時以降に同様なし類似の学内情報環境に関する教育が二重に必要となることがある。③また、時間の関係上、情報倫理教育がほとんどなされ難く、SPAMメールや電子メールでのマルチまがい商法の勧誘や、自己に割り当てられたファイルサーバーのディスクスペースを悪用する等の各種違法ないし違法まがいの行為（これを行い得るのは、必ずしもPC初習者ではないが）に対する抑止教育が不十分である。また、「法学部情報処理Ⅰ」「同Ⅱ」については、一方で、実習科目ということもあり、情報リテラルな学生にとっては比較的容易に2単位を取得できる「楽勝科目」に墮し、他方で、ワープロ・表計算・データベース等（MSワークスまたはオフィスを使用）の操作の涵養に止まり、一部学生には、もう少し程度の高い（例えば、VBA等を用いた簡単なプログラミング（含むマクロ）のようなもの）階梯を望む学生も少なからず存在する。

ところで、筆者には、これらの個々のエピソードを通底して、「情報処理入門」の通年4単位化だとか、「法学部情報処理」の各科目にアドバンストな内容を詰めるだとかの対症療法的対処だけでは解消できない）より根本的検討を要する問題性があるように思われてならない。例えば、「情報処理入門」の通年4単位化は、おそらく現状との見合いでは（多数派の学生を念頭に置けば）、ここ当分の間、強力に主張され実現されるべきではあろうが、比較的、情報リテラルな学生にとって、それは間違いなく「楽勝科目」となろう。あるいは、「法学部情報処理」の各科目にアドバンストな内容を詰めるとき、少数学生に対する授

³⁸ 後のカリキュラム改正の部分で詳述するが、本来は、今少し野心的な2単位4科目体制が構想されていたところ、色々な外在的・内在的要因から本文の記述に落ち着いた。

業の費用便益はいかにも効率的とはいえない。つまり、学生の情報リテラシーには開きがあり、有効かつ適切な学生層のセグメンテーション抜きの情報リテラシー教育では、当学部と学生双方にとって資源浪費およびモラルハザードが伏在するということである。このことに鑑みると、現時点での情報リテラシー教育にとっての決定的論点とは、リテラシーの程度につき教育上許容し難いまでの水準の開きが事実として存在する学生全体を相手にこれを行うのは至難であるという事実を直視し、一方で教室の確保や非常勤の採用等々のトータルコストを気かけながら、また他方で（もし行うとすれば、だが）学生のセグメンテーション（現行では、それも単に原則としてⅠを履修していなければⅡは登録できないという類の簡単なそれ³⁹⁾に伴う事務的コスト（現行では、毎年度当初、「法学部情報処理」の各科目の事前登録に伴う事務量とその後のトラブルシューティングには、法学部事務室において無視できない程度のコストがかけられてきた）も見届けつつ、中規模都市型私立大学の法学部としての当学部で、いかに情報リテラシー教育を行うべきか（あるいは事実上これを放棄し、全学共通科目サイドに押しつけるか。なお、これが、将来的に採用すべきスタンスである）を具体的に構想する点に収斂しなければならない。なお、このとき、新学習指導要領にもとづく今後の中高等学校における情報処理教育の進展を詳細に検討し（入口論）、同時に当学部卒業生のほとんどが民間就職であることに鑑み、企業実務が求める情報処理能力の水準（出口論）も併せ考慮した上で、当学部の情報リテラシー教育にとって起点および到達目標となる水準が設定されるべきであり、かつ情報処理と経済社会の進展スピードからすると、おそらくその設定水準は定期的・恒常的な見直しに付される必要がある。

カリキュラム改革との関連

当学部では、平成9年度からカリキュラムの大幅改正が企図され⁴⁰⁾（平成12年度入学者から新カリキュラムが適用される形で結実）、これに伴って情報教育のあり方についてもレビューと改善策の検討が行われた。当初は、経営法学科におけるPC教育の重要性に鑑み、科目表上、同学科に「法学部情報処理ⅠないしⅣ」を新設（ただし、法学科からも相互乗り入れ可能）しようとした⁴¹⁾ものの、当初予測と若干異なる新5号館構想や、文学部

³⁹⁾ 平成13年度より廃止予定。もっとも、必要を感じないのではなく、現状でそこまでの対費用効果が認められないという趣旨である。個人的には、できることなら受講者のセグメンテーションは大変に望ましいと考えているのではあるが。

⁴⁰⁾ もっとも、その起動力は情報教育との関連から出たものでは当然かつ決してなく、経営法学科において、他私学法学部との比較で相対的に硬直的・パターンリスティックであった（あくまで「比較的に」であり、個人的には現代の学生実態との安易な妥協を排した、法学部教育として潔い態度であったとも思う）カリキュラムの改革論議を基盤としたものであったけれども。

⁴¹⁾ この段階では、教授会として、同科目ⅠないしⅣの内容に何を盛り込むべきかにつき一致した見解を保てず、実施までの期間における課題とされた。個人的には、両学科を問わず、ほとんどの卒業生が民間就職してゆく現状に鑑み（つまり、出口論に傾斜して）、Ⅰ・Ⅱにおいてワープロ・表計算・データベース等のアドバンスな情報リテラシー教育を、Ⅲにおいてウェブおよびネットワーク関連の様々な技術を、ⅣにおいてVBAないしVBAMacroを素材に簡単なプログラミング技術を盛り込むことが妥当・適切かと考えたが、その他に法学部関連の法律・政治情報データベースを中軸とするリーガルリサーチをⅢ・Ⅳに盛るべきとする見解も部内に根強く存在した（現在も存在する）。

の学科改組や理学部の理工学部への学部・学科改組に伴う2号館各教室を利用する授業科目の増加等の余波・影響から、結局のところ、一方で、平成13年度からの提供する科目としては「法学部情報処理Ⅰ」・「同Ⅱ」に限定し、他方で、しかしクラス数を現行3クラスから4クラスに増設することで落ち着いた。また、内容的にも、現行を基本的に踏襲しつつ、将来的な変化に対応すべく検討を継続することで落ち着いた。また、前記のPC教育の重要性から、「法情報学」の内容を従来型（複数教員による各専門法領域に関わるトピックを中心とするオムニバス講義科目）から一新し、前述の学生によるHP作成中心の実習科目へと変更した（ただし、この点は新カリキュラムの適用を待たず、前倒しで平成11年度より実施された）。

カリキュラム改革をめぐるこの間の経緯の中で、個人的には、以下の諸点が重要な論点であろうと考えている。①当学部が固有に提供する専門教育科目として、受講予定学生の情報リテラシー等の向上に向けられた諸科目、ことに「情報処理入門」との相互の役割分担ないし棲み分けをどうとるか。先に見た通り、現状では、「法学部情報処理」は、ワープロ・表計算・データベース等のアドバンストな情報リテラシー教育に止まり、必ずしも独自の特徴を備えているわけではなく、いわば「二重・重複投資」的な面がある（そして、それは現状では必要な二重投資という面もなくはない）が、少なくとも将来的には、内容的にも全学共通科目と専門教育科目の区分けをきちんと置いた上で、後者については専門教育固有の観点からの教育⁴²にシフトさてゆくべきであろう。また、「法情報学」については、逆に、全学的な情報リテラシー教育とは基本的に断絶しており、ウェブとネットワークに関連する技術およびそれへのアプローチを支えるアドバンストな情報リテラシー教育は実際上提供されておらず、少なくない学生に戸惑いや困難が生じていることも他面での事実であろう。この間隙を、全学共通科目と専門教育科目のどちらがどの程度埋めるべきか（あるいは埋め合うべきか）。ここでも課題の整理と任務の分掌が必要となっている。そして、以上の諸点は、当学部と全学が協力・協同しながら（つまり、お互いの可動資源を時に組み合わせ融通し合いながら）一つずつ解決してゆかなければならない課題である。

②ハード・ソフトを一括した意味での学内施設・制度、専任教員と非常勤講師を含めた広義のマンプワー、（特に、専任教員については）情報教育への能動的寄与という教育上の事実に対する正当な評価と相応の処遇等、学部教育の情報化を具体的に支える各種制度面での整備と充実が肝要である。例えば、現在、専任教員の開講する授業でしかTAを利用できないけれども、当学部の実態からすれば専任教員をこの種の科目に割く余裕は事実上なきに等しく、非常勤講師についてもTAの利用が可能となるよう制度の改正が強く望まれる。また、かなり自由に非常勤委嘱はできるものの、時間割作成の容易さとの関係（当学部の場合、現在のところ、原則として非常勤科目は向こうの言い値で時間割表上に落としている）では、専任教員の増員または負担基準オーバー時の手当の増額等の方策を通じ

⁴² もっとも、その具体的内容が、リーガルリサーチを重視すべきか、実質的出口たる企業の実務現場を重視すべきか、その他別の何かを考え得るか、あるいはそれらのミックスチャーでゆくかは、なおオープンである。今後、日本型ロースクール（本文後述）の設置の是非やこれをもたなかった場合の「法学部」としての学部教育のあり方等々、ロースクール構想をめぐる現状と展望は極めて不透明であり、なおかつ創造的な検討を要する課題ばかりであり、むしろ事態の進展をある程度まで待った上で広く深い議論を教授会において展開する方が、後発者利益の視点からは得策であるかも知れない。

てでも、広義のマンパワーの拡充が必要と思われる。さらに、現状、原則としてオムニバス科目など同一科目分担時には人数分の一でカウントされた負担と算定されるが、科目の実情に応じて負担数値の妥当・適当な算定を図るべきであろう⁴³。

③現在、学部としての法学部のあり方は、日本型ロースクール構想との関連で、大きく揺らいでいる。司法試験受験を経て卒業生の多数を狭義の法曹（裁判官・検事・弁護士）として送り出すロースクールが創出されるとき、既存の法学部の存在意義とカリキュラムは、とりわけロースクールを有さない法学部のそれらはどう変化するであろうか。情報教育に関わっては、前記リーガルリサーチ等は、当然使用できなければならないツールとして、つまり基礎的な授業科目としてカリキュラムのコア部分に位置付けられることになると思われる。また、各ロースクールが自らの特徴と個性に応じて備えるべき科目群の中に、場合によっては社会の情報化に伴って新たに生起する諸問題（例えば、「E コマースと利用者保護」だとか、「高度情報化社会とプライバシー」だとか、「ネットワーク社会と会社法」だのといった類）を論じる先端的科目を導入するところも出てくるかも知れない。いずれにしても、かかる前提で当学部における学部教育の情報化を考えると、（たとえ、それがどのようなものであったとしても）その構想がカリキュラム上の大変革を伴う激震に対応するものでなければならないのは自明というべきである。

このとき重要な考慮要素としては、1) ロースクールをもつかどうかをオプションとして、学部教育の情報化のあり方について差が生じるであろう。もつ場合には、学部教育全体が後に続くロースクールとの関連を意識したカリキュラム構成となり、学部段階で「法学教育」（必ずしも、「法学部教育」⁴⁴と同一でない点に注意されたいを完結させる必然性は理屈の上からも最早なく、リーガルリサーチなど狭義の法学関連情報処理術に関わる技術もロースクールに投げ上げることができる⁴⁵。他方、もたない場合には、狭義の法曹にはならない圧倒的多数の学生の出口（現状でもそうではないかという意見には、ここでは耳を貸さない）に一層配慮・傾斜したカリキュラム構成へと（おそらくは）シフトし、企業実務の現場で直ちに使える技術・スキルの修得を具体的に保証する要請が高まるであろう。

⁴³ 余談ながら、この点と関わって、個人的には、本学現行の通年で最小4・5ないし最大5コマのノルマ基準は一義的なそれに変更され、追加の負担が明確化するのが望ましいと考えている（教員組合のmatterとしては別論があり得るであろうこと、承知している）。また、現状でもさような運用がある程度まではなされ得る点も承知しているが、より柔軟な負担認定を許容すべきという趣旨である。インセンティブを持たせよとまでは主張しないが、全くのボランティア精神だけで行わせるのではディスインセンティブしかなく、教員の合理的行動として教育の情報化を全く期待できない（つまり、精神主義的な鼓舞しか推進の手立てがなくなる。これは、言葉の真の意味で「非合理」である）。

⁴⁴ 「法学部教育」には、善良な市民としての常識（グット・シチズンシップ）としての政治・行政関連の知識の教授も含まれるであろうが、狭義の「法学教育」にそれらが含まれるかどうかは立場の違いによるというべきであろう。少なくとも、ロースクールに係る授業科目として、これが不必要な点で、見解は一致すると思われるけれども（それは、原則的に、各学部段階の課題であると整理されよう）。

⁴⁵ この場合でも、もちろん、ロースクールをもつ法学部の全ての学部学生がロースクールに進学するわけではないので、民間就職等に備えた情報教育部分はなお残存させなければならないのではあるが、この者達に対し、少なくとも狭義の法学関連情報処理術に関わる技術を修得させる必要はなくなる。

う⁴⁶47。このように、(もちろんトータルコストを度外視すれば、狭義の法学関連情報処理に関わる技術と企業実務の現場で直ちに使えるその二兎を追うこともあり得るが) いずれの観点を重視するかで、カリキュラム構成の上で情報教育のもつ意味合いが違ってくるであろう。ただし、何れの場合でも、既に述べた授業関連情報の提供や自習・独習支援システム等々の意義に重大な変化はないものと見込まれる⁴⁸。

2) ロースクールを設置するかどうかの判断にある程度は左右されるのかも知れないが、時勢から言って、また文教行政の上でも、学部教育全体がより実際の業務や現場に密接する実用的な知識と技術の修得へとシフトする方向感にあることから、ロースクール構想の如何に関わらず、学部教育の情報化はアクセラレイトされるべきである。この意味で、当学部におけるこの間の進展はその方向を基本的に間違っておらず、全学的な進展と歩調を併せながら今後一層の展開を目指すべきである。あるいは、さような積極的アプローチこそが、本学におけるロースクール構想⁴⁹⁵⁰の如何に関係なく、他大学法学部と比べて当学部が備えていると主張し得る、一つの特色と個性を形成することになるのだろうか(こ

⁴⁶ もとより、このとき、「法学部」という看板の是非自体が問われることになるだろう。そして、法学部の看板をどうするかについての当学部としての現実解は、卒業生の進路、高校生と父母の評価、採用企業の側での認識と採用された人物に関する評価、文教行政のあり方等々の将来的な変数に依存する従属変数であり、現時点では予測する意味も、まして実益もない。

⁴⁷ また、同時に指摘すべきは、この場合でも、前々注とは逆の意味で、もちろん、ロースクールをもたない法学部の学部学生の全てはロースクールに進学しないというわけではないので、狭義の法学関連情報処理術に関わる技術まで修得させる必要はないものの、予めある程度の情報処理能力の開発をしておくべきことはあってよく、またそれは当該学部のもつある種の個性や特色となり得るかも知れない。さらに、ロースクールをもたない法学部であっても、既存の大学院法学研究科ないし法学専攻でパラリーガル(企業内部での社内法務スタッフ等も含めて、法曹三者以外の司法書士・弁理士・行政書士等々の準法律専門職の総称)を養成する機能は保持され続け(場合と研究科ないし専攻によっては強化され)、それとの関連で、これらパラリーガル予備層に対し、狭義の法学関連情報処理に関わる技術を修得させるよう求められことも予想される。

⁴⁸ 何故なら、これらの導入理由には、大規模講義形態における効率性の追求という側面が色濃く反映しており、その点はロースクールが設置されようとなかろうと、少なくとも学部段階ではさほど変化するとは思われないからである。

⁴⁹ くどいが「当学部」ではない。ロースクールの設置とは、当然に独立の専門大学院組織(周知の通り、現状の設置基準では、学生10名につき教員1名で、かつ実務的バックグラウンドを有する教員を3割以上加えなければならない。かりに定員30名の3年コースを構想すると、教員は最低9名・そのうち実務家教員は最低3名という陣容になり、人件費だけで最低1億余円の経常的費用を想定しなければならない)を意味することとなろうし、原則として当該大学院教員は学部教育からは切断されよう(おそらく原則として兼担禁止ないし制限)。要するに、設置するとなれば、本学が(あるいは他大学と連携して連合大学院として)さような専門大学院を設置するのであって、トータルコスト・カリキュラム・スタッフの数など何れをとっても学部・学科改組の比ではないものになると思われる(さしあたり、平成12年11月20日付、司法制度改革審議会「中間報告」http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/naka_houkoku.html および文部省検討会議の「法科大学院(仮称)構想に関する検討のまとめ」<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/monbu-dex.html> を参照)。

⁵⁰ なお、本来はここで、ロースクール構想に係る当学部のカリキュラム改革のあり方全般について論じるべきであるが、この点はそれに適切な他の場面に譲りたい。

の点、過度の楽天主義との誇りを甘受する)。

④最後に指摘すべきは、既に述べた事柄に暗示されているが、全学的な共通科目の見直しと整序が、少なくとも中長期的には、どうしても必要になるという点である。それが、既存の「情報処理入門」の必修化・通年4単位化で止まるのか、あるいは別枠で新たな構想力が全面的または追加的に必要となるのかは不明であるが、他学部・他学科(および各々に所属する教員各自ならびに学生)の学部教育の情報化の現状と課題に関する経験や知見・見解といったものを広く・客観的に集約しつつ、本学全体の教育を包み込む形で、新しいIT時代における後期高等教育に相応しい、野太く力強いグランドデザインとして情報関連共通科目の体系が素描されなければならない。

推進体制

当学部における学部教育情報化の推進体制は、前述の通り余りに貧弱である。マルチメディア委員会とて、各種学内行政上の負担に耐えつつ行われる各メンバーの個人的奮闘があつてこそ機能してきたといえる。一昔前ならば、「PCや情報は個人の趣味」、「彼らには助成の名目で資金支援があり、得をしている」等々の言い分にも一定の説得力があつたことを必ずしも否定しないが、あらゆる面で情報化・IT化が進展しつつある現在、趨勢としては、個人に還元され得る利益だけのために学部教育の情報化がすすめられているわけでは決してない(もっとも、そのようなモノトリ主義が消滅したわけではなく、一部では悪化しよう事実を否定するつもりも、またないけれども)。にもかかわらず、各種プロジェクトや色々な企画に積極的・能動的に関与しようとする教員(おそらくは職員も)が少数に止まるのは何故なのか⁵¹。多分(そうした教員の存在それ自体は否定しないが)個々の非関与教員の多数とて故意に関与を避けているわけでは必ずしもあるまい。改善措置として、以下の諸点をあげたい。①技術的に理解不能ないし不完全理解が障壁となつて、いわば教育情報化に対して「敷居の高い」状態がある。これをブレイクするためには、PCと関連技術に関する講習会・教室等を実需に見合う数量まで用意することがなされるべきである(必要とあれば外注も含めて。実際、企業現場では年長者も例外なくPC講習の義務付けは当たり前である。教員に基本的に失職の脅威(つまり、ディスインセンティブ)がなく、かつPC講習のインセンティブも存在しない大学では一層この種の要請が高いと思われる)。②PC初心者でも扱い易く、またメンテナンスし易いコンテンツ開発ツールのようなものを開発すべきである。この点で、現在、「高度コンテンツ流通ネットワークシステムの研究開発⁵²」という名称で推進されている情報教育センター・プロジェクトはコンテンツ開発政策の正しい軸線上にある。③操作やアイデアで詰まったとき、直ちに参照できる教員用の恒常的ヘルプデスクをなんとかして確保すべきである。④教員各自における、なされた教育情報化または教育情報化のなされなさを正当に評価するシステムを整え、当

⁵¹ このことを、情報教育研究センターがらみの各種会議の顔ぶれが「金太郎飴」的状态であることが、悲しいかな雄弁に物語っている。

⁵² 前記の通り、これは、全学的企画である「高度な言語処理技術を用いて、利用者がキーボードとマウスから入力及び選択指定した文章やテンプレート情報を元に、辞書データベースを用いて解析を行い、マルチメディアデータベースから適切な素材を検索して自動的にコンテンツを生成する方式とそのコンテンツをネットワークを介して流通させる仕組みを構築し、実証実験を行う」というTAOプロジェクト(平成11年度第2次補正予算による)である。

面はその評価と何らかの受益または侵益をリンクさせることなく（年功主義から能力主義への給与体系の変更がもし仮に将来的になされるならば、リンクもあり得るかも知れないが⁵³⁾）結果を公表することがあってしかるべきである。当面は、単に結果の公表だけでも大きな教育情報化促進効果があると思われる。もとより、これら①ないし④には財政的裏付け（しかも、全学的なそれ）が必要であり、夢想と評される向きも多々あろう。しかし、他に差し障りがある場合⁵⁴⁾は別段、各種補助金その他の執行監理や費用便益評価を厳格に行うことで、現状でも何がしかの財源をプールできると、個人的には確信している。

当学部における推進体制を強化するためには、結局は、学部教育情報化の意義と実用性を広く宣伝しつつ、各個撃破的にマルチメディア委員会に新しいメンバーを擲り上げてゆく地道な日々の正攻法の努力が大切なのであろうし、あるいはそれに尽きることもなかも知れない。

最後に、推進体制に関わって指摘すべきは、部内（一般論としては、組織）全体に対し、全てのプロジェクト等について、「今、このような教育情報化の企画を考えています。ご意見をお寄せ下さい」、「それを、今後このように展開・実施するつもりです。いかがでしょうか」、「具体的参加やご援助の方法はこうですので、ご協力お願いします」のような事柄について、広く公開し、意見を求める体制が非常に重要である。私見では、かかる形での意見集約と情報公開こそが、一見遠回りではあるものの、企業のごとくトップダウンの責任体制を採用していない（教授会自治⁵⁵⁾）大学という後期高等教育機関において教育情報化を着実に進める唯一の（に近い）手段であると考えている。この体制は、①総合的に学部教育情報化の進行メニューとロードマップを提示するものであること。②透明性の高い手続と簡便かつ公正な自由議論の場を提供するものであること（メーリングリストやウェブ上のBBSを含む）。③できる限りの内部的情報公開が図られること、が肝要である。個人的には、当学部では、この点が弱く今後の課題であると思っている⁵⁶⁾。

おわりに

最後に、学部教育の情報化に直接には関わらないが、間接的に関連する幾つかの重要論点について個人的見解を補足することで、本稿を終えたい。まず第一に、図書館の情報化ないし情報化された図書館（サイバー・ライブラリ）への変革の課題をあげたい。各種学術情報のデジタル化が進行する下、図書館は学内および地域社会における学術情報センターとして、なお一層情報化への歩みをスピードアップしなければならない。現在でも、図

⁵³⁾ 誤解のないよう付言するが、筆者は、各教員の行う諸々の仕事（教育・研究・学内行政等）の客観的評価は真に困難であり、またその評価基準の設定も實際上執行するに至難であると考えており、むしろ能力主義的な給与体系の拙速な導入には明確に反対である。

⁵⁴⁾ 実質的に、また有形・無形に、事実上ひも付きその他の制約が掛かる、補助金・助成金もなくはないやに聞くからである。

⁵⁵⁾ この用語がもつ「大学の自治」との語義上の違いと開きについて、一応は承知しているつもりである。だが、本学実態との関係で、ここではこの用語を使用した。

⁵⁶⁾ もっとも、全学的にも、この点が弱く今後の課題であること、同様である（筆者としては、情報教育研究センターの諸会議の場でうっとうしがられながらも再三強調している）。なお、当学部に限っては、来年度から、事務効率の向上も併せ目的として、部内諸委員会用途に特化した簡易BBSの新設と活用を学部HPのリニューアルに伴い進めるつもりである。

書館職員を中心に多大の努力が捧げられていることは承知しているが、例えば新5号館所蔵の各種書籍・雑誌およびCDないしDVD-ROM等のデジタル媒体と図書館とは（検索サービスは提供されるものの）基本的に関係がないとされるようである。配置されている職員総数の問題もあるけれども、デジタル・非デジタルを問わず、図書館は全学の学術情報の収集・管理に責任を負うという視点からは、これは適当でない。むしろ、全国的には情報教育センター的な機能と組織をも発展的に吸収する方向で事態は進展しているのではなかろうか。新5号館に関わっては、また、父母の会の図書寄贈期限が切れて後、どこが予算部局となって図書等の保持・拡充に責任を負うのだろうか。これも前記の趣旨からすれば、図書館の任務の一つとされるべきではなかろうか。このように、仮に従来型図書館が次第にサイバー・ライブラリ化してゆくのが不可避の道⁵⁷ならば（たとえ、かかる指摘がなされようがなされまいが）、関係する教職員にとっても、徒にその時期を遅らせるだけでは問題の根本的解決になりはしまい。

第二に、学部教育の情報化にあたって、今後、限られた予算制約の範囲内で、学生の利用実態とニーズの多様化を十分に把握・考慮する必要がある。当学部の学部教育情報化に向け得る各種リソースにも当然限りはある。例えば、学内LANに接続するPCでの電子メールの送受信は、最早彼らの行動様式にとっては例外的形態となりつつある（ウェブ対応の携帯のそれを想起されたい）。今後、メールアカウントについては、希望者に割り当てるだけでこと足りるかも知れない（決して、学内LANにおける全学生のウェブ接続環境の全てを切断せよというのではない）。ファイルサーバーについても、電子メールの場合と事情は異なるけれども、仮に学内PCにCD-RないしRWドライブ等を標準的に備えたり（平成13年度後期以降稼動予定の次期システムではそうなる）、USBポートを開放しリンクケーブル等の接続を放任するならば、ストレージ関係は学生各自の問題に次第に解消してゆくかも知れない⁵⁸。あるいは、教育用コンテンツについても利用実態の検証を通

⁵⁷ この点で、現在、情報教育研究センターが受け持っているコンテンツ開発促進機能は図書館に移管してよいし、将来的には組織上も図書館を大学と地域の学術データ・センターと位置付け、その下に情報教育研究センターや国際交流センター（高等教育のグローバル化ないしメガ・コンペティション（あるいは、各大学で行われている高等教育の国際的通用性をめぐる競い合いと言い換えても良い。これは端的に、少なくとも海外から見て、当該大学の教育が各国留学生にアトラティブかどうか、他国の教育研究機関にとって各種の業務提携や共同研究を行うにふさわしいかどうか（つまり大学の個性と価値）等を判定される基準となる）の進行する中で、本学教育の国際競争力を高める（もし現在ないというなら、それを生み出す）観点からは、留学受け入れ・送り出しの事務機能だけの現在の姿から、教育機能を強化すると共に研究機能（例えば、環境問題、ビジネス・メソッド、ハイテクリサーチセンター絡みの自然科学分野の諸研究課題等々での本学と海外提携大学との共同研究の推進等）をも取り込んだ姿へと改革が図られるべきである）を統合することも検討されてよい。こうすれば、今後の教育のIT化とグローバル化に対応する受け皿が、遅まきとはいえ、また真に拙いとはいえ、本学なりに、曲がりなりにも整えられることとなろう。誰もが直ちに思いつく（であろう）その一例として、2年後に経済・経営学部の新設されるEBAコースにおける留学前教育における提携大学の各種講義のインターネット受講・留学後講義のフォローアップであるとか、全学共通科目の一つである広域副専攻に代替するものとして来年度から導入予定の（語学インテンシブな）国際言語文化コースにおける新たな教育法法の改善と開発へのITの応用を挙げておく。

⁵⁸ 甲南Sネット・プロジェクトの趣旨・精神とも関わって、全体の比重において、学内の情報環境管理の選択と責任を学生サイドへと移してゆくことは重要と思われる。学生各自

じて、本当に必要と考えられるもの（コア・コンテンツ）の拡充や集約に全精力を注ぎ、周辺のコンテンツに過ぎないと評価し得るものについては開発のコストとテンポを緩和しないし停止すべきかも知れない。以上のごとく、情報に対する学生のアプローチの仕方・具体的ニーズ等は急速に変化しており、当学部においても、その全てに対しフルラインでサービスを揃えるのは困難であり、またその必要もない。ある程度までは、本当に有用なプラットフォームと教育用コンテンツ（コア・プラットフォームないしコア・コンテンツ）の展開・開発に財政と努力を集約化すべきではないかと思われる⁵⁹。

第三に、事務情報、広くは学内情報のウェブ公開が進められるべき⁶⁰であり、最終的には電子事務化（「電子教務部」・「電子学生部」等々）が展望されるべきである。甲南Sネット・プロジェクトとともに関連するが、学生サイドから見て、教育用コンテンツと並んで、閲覧し利用するだけの価値のある情報の今一つは事務情報である。事務各部に対する各種届出・登録・参照と閲覧・その他の行為がウェブ上で可能となるならば、学生にとっての広域LANの使い勝手と価値は飛躍的に高まるだろうからである⁶¹。

以上見た通り、ここ数年間の学部教育の情報化に関する当学部の取組は、プラットフォーム面は別段、コンテンツ面ではなお拙いと評するほかない。他方、社会的に大学に求められる変革と教育方法等の改善に向けた圧力にはかつてない厳しさがある。中規模都市型私立大学における法学部として、当学部は、限られたリソースを有効に活用しつつ、対費用効果を最大化する教育情報化の諸方策を持続的・創造的に探求かつ検証してゆかなければならない。本学と当学部にとって、私学黄金の日々（いわゆるゴールデン・セブン。1986ないし1992年の間で、大学進学者数の急増期）を照らした日は既に暮れてしまったが、道は遠く険しい。なお黄昏のうちに、我々は本当の暗闇を照らす教育情報化という灯火を手中にしなければならない⁶²。

のPCとの接続環境が整ってゆけば、将来的にはファイルサーバーとして存在意義の問い直しがあつてしかるべきである。また、学生に学生情報環境の利用に伴い応分のコストを求めることで各種の資源の浪費を抑止する方策も検討されてしかるべきである。例えば、学生にとってコストフリーがもたらす膨大なプリントアウトはネットワークプリンタに過大な負荷をかけると共に、社会的に見ても時間と資源を無駄にしている。これに対し、ある程度のコスト負担を求めることで今よりは節度ある利用に誘導できるであろう。

⁵⁹ しかし、これと矛盾する面もあるが、ことコンテンツに限ってだけは、後々の開発に際して前述の経路依存性を少しでも緩和するべく、一定程度までは、試行上のトライアルの重複を「浪費」ではなく「合理的な投資のラインズ」と考える余裕がほしい。なお、本文で述べたかった核心は、コンテンツ開発にも、合理的な工程管理やコスト管理が必要であるという点なのである。

⁶⁰ この点は、学生・父母と社会に対する本学のアカウンタビリティの問題としても取組を強めなければならない。今後、一層さような社会的要請は強まり、全入時代における大学ランキングの重要なベンチマーク指標の一つとなってゆくものと見込まれる。

⁶¹ 筆者としては、図書館の情報化に伴うそれと同様、この課題の特有の困難さも承知しているつもりであるが、運命共同体たる全教職員の知恵と能力を一つ残らず集中して、打開の展望を探るほかない性格の課題であると思う。具体策として、職員の政策力量を高めるため彼らの海外大学等の開設する大学経営講座等（自前・独自の効率的な財源運用の観点からFT（金融技術）講座等も含む）への派遣、教員の大学運営負担軽減と能動的で有能な職員に対するポスト・インセンティブとして学内一定職の職員ポスト化（例として、就職部長や学生部長の職）等々があろう。

⁶² これは単なる文学的修辞に過ぎないのではない。前述の通り、または本文行間から滲み

出ている通り、後期高等教育のIT化は今後の文教行政の支柱の一つに確実に浮上する。18才学生・社会人学生・シルバー学生等々、学生層の分化と各々に対する（単に教育効果の点だけでなく、運用コスト面も含めた意味での）適切な教育方法の多様化が急激に進行してゆく下、学部・大学院を問わず全てが通信制での講義と単位付与とか、海外提携大学の講義の通信制受講と単位取得およびその互換認定等々、各大学が創造的かつ斬新に（つまり个性的に）立ち上げてゆくべき色々なプロジェクトの全てに、教育のIT化は深く、しかも教育内容および教育水準内在的に関わっている（この点、簡便には、本間政雄「教育のグローバル化への国の対応」私情協ジャーナル9巻2号6頁以下を参照。なお、文部省総務審議官の筆になる本論文は、今日の文教行政の一つの到達点を示すものとしても一読されたい）。その大学なりに、限られた財政制約の中で、教育のIT化にいち早く・効率的に・かつ教育効果の点で有効適切に対応し、進化し得たところだけが、国内での大学淘汰と高等教育の国際的なメガ・コンペティションに生き残る資格を得るのである。“わが轍^{くるま}を星（希望）につなぐ”のが、我が甲南精神ではなかったか。